

## 高松市監査委員告示第23号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年8月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく

# 措置通知

(包括外部監査)

(平成29年8月31日)



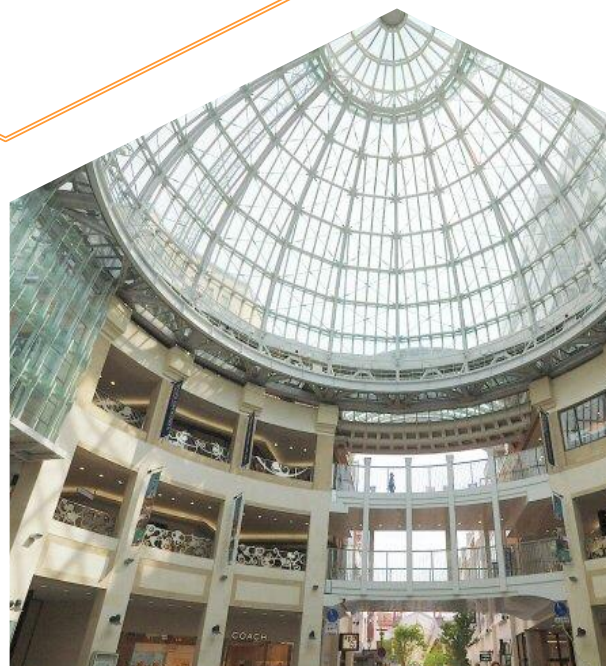
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)



## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H29.8.31

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
1	意見	保育士給与の民間レベルと比較しての割高水準とその是正が必要である。	P71	健康福祉局 こども園運営課	H29.7.25

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	意 見	
意見の項目	保育士給与の民間レベルと比較しての割高水準とその是正が必要である。	
意見の内容	保育所事業に係るコスト効率の追求において、保育士給与の民間レベルと比較しての割高水準とその是正が必要である。	
報告書該当 ページ	P71	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-3.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年7月25日
所管課等	健康福祉局 こども園運営課
措置結果	<p>本件意見については、平成20年4月11日付けで、「保育士給与については人事院勧告を踏まえ、市の条例で規定しているため」、当面措置できない旨の報告をしている。</p> <p>一方、民間保育士の給与については、待機児童解消に向けた保育士確保策として、国が定める公定価格の算定において、職員の勤続年数や経験年数に応じた加算が設けられたほか、人事院勧告に応じた給与の引き上げが実施されてきた。</p> <p>さらに、29年度からは2パーセント相当の処遇改善と、技能や経験を積んだ職員について、月額4万円の処遇改善加算が新たに設けられるなどの処遇改善措置が実施されてきたところであり、本市も適切に対応するなど、民間保育士の処遇改善に取り組むことにより、保育士給与の公私間格差を是正しているところである。</p>